

もくじ

I 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定にあたって	
1 行動計画策定の目的	1
2 行動計画策定の経緯と背景	2
3 これまでの取組の成果と課題	5
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間	9
II 行動計画の理念と目標	
1 理念	10
2 基本目標	11
3 施策の方向	14
4 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画 体系図	16
III 推進施策	
1 施策の方向1 子どもの相談及び救済の充実	18
2 施策の方向2 子どもの意見表明・参加の促進	27
3 施策の方向3 子どもの居場所づくりの促進	34
4 施策の方向4 子どもの権利に関する意識の向上	38
IV 推進体制	
1 庁内推進体制の充実・強化	42
2 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働	43
3 子どもの実態の把握と共有	43
V 施策の検証及び評価	
1 行政による自己評価の実施	44
2 権利委員会による施策の検証と評価の実施	44
資料編	46

I 第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画の策定にあたって

1 行動計画策定の目的

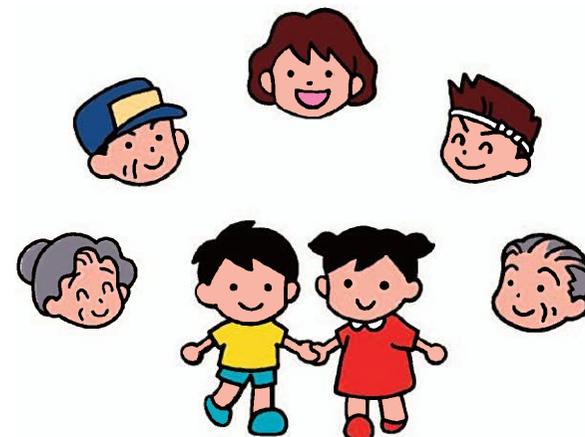
急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の移り変わりは、子どもやその家庭をとりまく環境に大きな変化をもたらし、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。子どもは私たちの社会の次代を担う人材であり、おとなとともに社会を構成するパートナーです。

子どもたち一人ひとりが安心して生活し、一人の人間としてよりよく生きるためには、子ども自身が権利について学ぶとともに、子どもの権利を保障する社会づくりに向けたおとなの意識の向上が求められます。

川崎市子どもの権利に関する条例（以下、「子どもの権利条例」という）の前文に、「子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。」とうたっております。

川崎市は市民と協働して、この子どもの権利条例に基づき、子どもたち一人ひとりの権利を尊重し、子どもが主体的に参加できる社会づくりをめざしております。

本計画は、子どもの権利条例施行後のこれまでの取組や検証結果を踏まえ、子どもの権利条例第36条に基づき、総合的に子どもの権利保障を図るために行動計画を策定するものです。



目標2 子どもの安心の保障

いじめや虐待など、子どもをめぐる深刻な問題は後を断たず、子どもの安心を奪っています。

また、子どもの問題の解決にあたって、おとなが、当事者である子どもの思いを受け止める余裕を失ってしまったり、おとなの価値観や考えで判断してしまったりすることも起こります。

子どもの思いや考えを受け止め、尊重していこうとするおとなの姿勢が、子どもに安心感を与え、子どもの本当の思いを引き出すために重要となります。子どもが、安心して生きていけること、安心して自己を表現したり活動したりできることなど、子どもの安心の保障に努めます。



目標3 子どもの意見表明・参加とおとなとのパートナーシップの推進

子どもの意見表明・参加は、子どもの権利保障の理念を具現化していくための基本的な目標であり、子どもの権利保障を進めていくための重要な要素です。

条例に基づいて実施している川崎市子ども会議等の子どもの意見表明・参加の取組では、子どもが、意見や意思や意向を尊重され、ありのままの自分を受け入れられることで自己肯定感を高め、豊かな人間関係を築き、集団の構成員としての自信を持ち自立的な力を育むことを支援しています。

また、子ども自身の主体的な取組を支援するおとなには、子どもの新たな力を発見し、子どもへの見方や向き合い方に対する認識や意識の改革が求められます。

子どもは未だ成熟していないなどの理由で、家庭や地域の中で、その力や存在を正当に評価されないことがあります。しかしながら、子どもは、おとなが気がつかない視点を提供したり、おとなが忘れていた感性を呼び起こしたり、おとなにとって重要な存在です。

また、子どもは、急におとなになるわけではありません。それぞれの成熟や成長に応じた支援を受け、社会に参加していく中で、役割や責任を認識していきます。

子どもを、社会を構成する一員としておとなとともに社会を創っていく存在と捉え、家庭、育ち・学ぶ施設、地域の中で子どもとおとなが互いに尊重し合う関係を築けるよう、パートナーシップを推進します。

3 施策の方向

施策の方向については、第2次行動計画を継承して、「子どもの相談及び救済の充実」、「子どもの意見表明・参加の促進」、「子どもの居場所づくりの促進」、「子どもの権利に関する意識の向上」の4項目としています。また、支援の対象を「子どもへの支援」、「個別の支援を必要とする子どもへの支援」、「子どもの権利を保障する担い手への支援」、「子どもの生活に即した身近な相談機関の充実」、「人権オンブズパーソン機能の充実」の5分野にわかりやすく明示しました。

(1) 子どもの相談及び救済の充実（推進施策1～7）

子どもの権利侵害への対応において、権利侵害かどうかを含め、子どもがいつでも安心して相談できる体制の充実を図ります。また、多様な文化的背景を持つ子どもや障害のある子ども等の個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談及び救済体制の整備を進めます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進（推進施策8～13）

子どもの意見表明・参加の場として、川崎市子ども会議や区単位の行政区子ども会議などを活性化させ、学校、地域、施設等と連携して子どもが自発的に文化的、社会的活動に取り組める環境整備を進めます。また、乳幼児や多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、個別の支援を必要とする子ども等への支援として、の意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備を進めます。

(3) 子どもの居場所づくりの促進（推進施策14～17）

学校や地域において、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境整備を進めます。また、不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援を行います。

(4) 子どもの権利に関する意識の向上（推進施策18～20）

子どもの権利について、子ども自身が学習できるように環境の整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。また、施設の職員やおとなを対象とした子どもの権利に関する啓発を進めます。

子どもへの支援



個別の支援を必要とする子どもへの支援



支援の対象
[5分野]

子どもの権利を保障する担い手への支援



人権オンブズパーソン機能の充実



子どもの生活に即した身近な相談機関の充実



2 行動計画策定の経緯と背景

(1) 子どもの権利条例施行後のこれまでの取組

本市では、子どもの権利条例を、2001（平成13）年4月に施行し、子どもの権利を保障するため、川崎市人権オンブズパーソンの設置、川崎市子ども会議の開催、川崎市子ども夢パークの開設、学校における子どもの権利学習、学校教育推進会議の設置等の新たな取組を展開するとともに、子どもの権利条例の趣旨をいかしたさまざまな取組を実施してきました。

また、これらの施策や取組を横断的・総合的に推進するために、庁内に川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会子どもの権利施策推進部会を設置し、施策の調整を図ってきました。そして子どもに関する施策の効果・成果・課題を客観的な視点から検証するため、子どもの権利条例第38条に基づき、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を設置しました。

このように、子どもの権利条例施行後は、着実に子どもの権利保障を推進するとともに、客観的な視点で施策の成果等について検証しております。

(2) 第1次子どもの権利に関する行動計画策定まで

子どもの権利条例施行後、第1期権利委員会へ「川崎市における子どもの参加について」の検証及び「子どもの権利に関する行動計画について」の意見を求めました。これに伴い、本市における子どもの権利保障の実態を把握するため、2002（平成14）年3月に「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しました。また、第1期権利委員会からの依頼に基づき、事業所管課による「子どもの参加について」の自己評価を実施し公表しました。

第1期権利委員会は、これらの報告を基に市民、子ども及び行政職員と対話しながら、総合的に審議した結果を「川崎市における子どもの参加に関する検証結果について」（2003（平成15）年11月、答申）、「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～」（2004（平成16）年8月、答申）としてまとめました。

本市では、これらの答申を踏まえ、2005（平成17）年3月に、3年間の実行計画である「川崎市子どもの権利に関する行動計画～子どもの意見表明・参加を中心に～」（以下、「第1次行動計画」という。）を策定しました。

(3) 第2次子どもの権利に関する行動計画策定まで

市は、2004（平成16）年10月、第2期権利委員会へ「川崎市における子どもの居場所と活動拠点づくりについて」の検証を求め、第2回目の「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」を実施しました。第2期権利委員会から、2006（平成18）年10月に、子どもの居場所の検証結果についての答申を受け、市は2007（平成19）年3月に施策を見直し、その結果を公表しました。

さらに、2006（平成18）年9月には、2008（平成20）年度以降の総合的な行動計画の策定が課題になっていることから、第2期権利委員会へ意見を求めました。

第2期権利委員会では、第1次行動計画の進捗状況、第2回目の実態・意識調査結果、子どもの居場所と活動拠点づくりにおける市の措置報告、社会的に大きな課題となっている子どもの相談・救済における本市の取組状況等を調査・審議し、その結果を2007（平成19）年6月に、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」（答申）としてまとめました。

この答申を踏まえ、全庁的な事業調査を実施するとともに、庁内推進組織である子どもの権利施策推進部会及びその下に行動計画作業部会を設置し、総合的に施策の調整を図るなど検討を重ねてきました。

本市では、これらの委員会意見や答申を踏まえ、2008（平成20）年3月に、3年間の実行計画である「第2次川崎市子どもの権利に関する行動計画」（以下、「第2次行動計画」という。）を策定しました。

(4) 第3次子どもの権利に関する行動計画策定まで

第3次行動計画は、第2次行動計画を基本的に継承することとし、計画が十分に達成しえないでいる推進施策・具体的な取組をさらに充実するとともに、新たな課題に対応する項目を追加することとしました。また、具体的な取組については、重複を避けるとともに、担当部署が効果的に推進できるように整理し、事務事業の進捗管理については、毎年実施する「行動計画進捗状況報告書」において把握することとしました。

第3次行動計画は、これまでの権利委員会の子どもの権利に関する実態・意識調査や検証の結果を踏まえて策定しました。特に施策の方向1「子どもの相談及び救済の充実」については第3期権利委員会の答申、施策の方向2「子どもの意見表明・参加の推進」については第1期権利委員会の検証、施策の方向3「子どもの居場所づくりの促進」については第2期権利委員会の検証、施策の方向4「子どもの権利に関する意識の向上」については、第1～3期権利委員会による実態・意識調査等を基にしながら策定しました。

第3次行動計画の策定にあたっては、全庁的な事業調査を実施するとともに、庁内推進組織である子どもの権利施策推進部会及びその下に行動計画作業部会を設置し、総合的に施策の調整を図るなど検討を重ねてきました。

また権利委員会意見、答申、パブリックコメント実施等による市民意見を踏まえ、2011（平成23）年3月に、3年間の実行計画である「第3次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定しました。

第3次行動計画は、市の基本方針である「川崎市新総合計画～川崎再生フロンティアプラン～」をはじめ、「川崎市人権施策推進基本計画」「川崎市次世代育成支援対策行動計画」「かわさき健やか親子21」「かわさき青少年プラン」「川崎市母子家庭等自立促進計画」「川崎市保育基本計画」「第3次ノーマライゼーションプラン」「かわさき教育プラン」「第2期川崎市地域福祉計画」など本市の各種計画との整合性を図り策定しました。

3 これまでの取組の成果と課題

成果

(1) 組織の横断的な連携による権利保障の取組

2003（平成15）年度から、庁内の横断的な調整、連携により、児童相談所一時保護所に入所している児童・生徒に対して、学習室を整備し、教育委員会から講師を派遣して入所中の子どもの学習権保障の取組を進めています。
また、2008（平成20）年度に局名を市民局から市民・こども局と改めるとともにこども本部を設置し、子ども関係施策全般を統合しました。

(2) 子どもの身近な生活の場での取組

2008（平成20）年度に、子どもが生活する身近な地域における子ども支援、子育て支援をめざし、区役所にこども支援室を設置し、児童福祉、母子保健、学校教育の各分野の総合的・横断的な連携を強化しました。

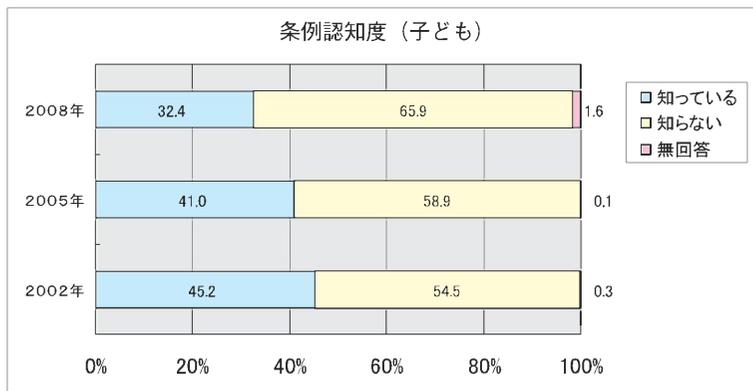
(3) 市民グループ等との連携・協働

子どもの権利への理解と関心を深めるため、かわさき子どもの権利の日事業として市民活動グループ等の参加による市民企画事業を行いました。毎年多くの団体が参加し、子どもの権利を保障する担い手である地域のおとなへの啓発が市民との連携・協働により行われました。
また、市民グループとの連携により、子ども専用の相談窓口を開設するなど子どもの相談・救済事業を進めました。

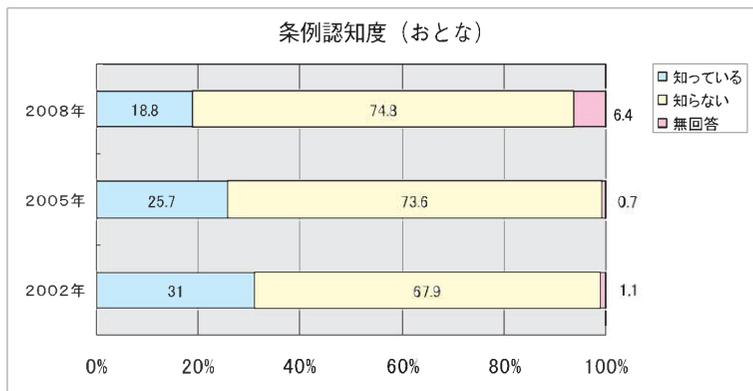
課題

(1) 子どもの権利条例の認知度

2008（平成20）年実施の調査により、子どもの権利条例を知っていると回答した子どもは32.4%で、前回2005（平成17）年の調査41.0%から－8.6ポイント、おとなは18.8%で、前回25.7%から－6.9ポイントと、子どもおとな共に認知度が低下しています。条例の趣旨が正確に理解されていない状況もあるため、広報・啓発事業の推進を第3次行動計画の重点的な取組の一つとしました。



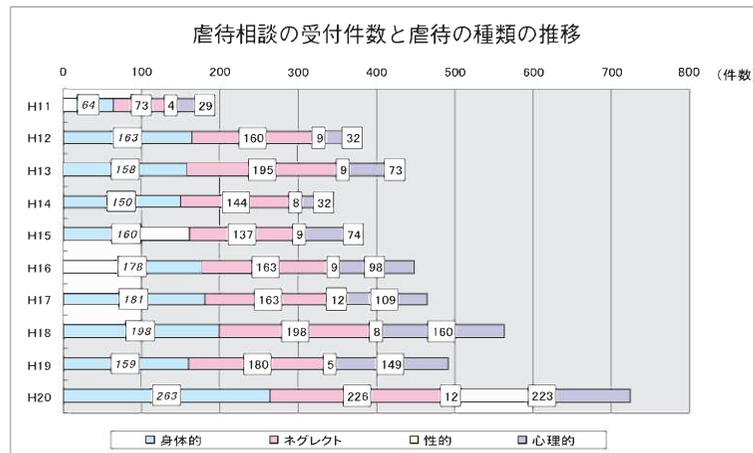
出典：「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」



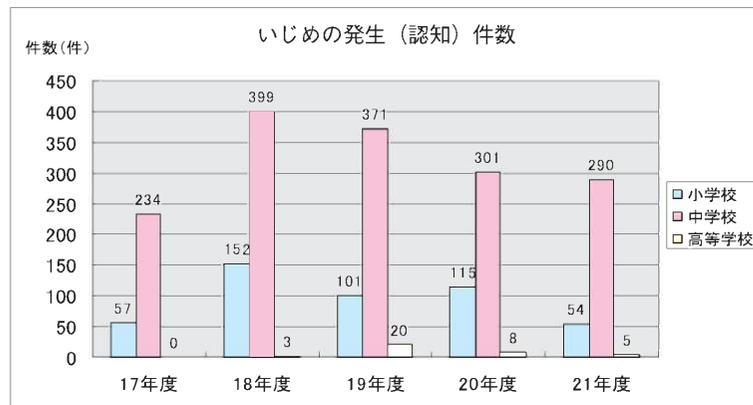
出典：「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書」

(2) 虐待の相談件数・いじめの発生件数

虐待相談の受付件数は、2008（平成20）年度は724件、いじめの発生（認知）件数は2009（平成21）年度で、小学校は54件、中学校で290件、高等学校で5件となっています。つらい体験をしている子どもが依然多いため、関係する所管部署間の横断的な連携及び情報共有が必要となっております。



出典：「児童虐待に関する報告書（川崎市）」



出典：「児童生徒の問題行動等児童生徒指導上の諸問題に関する調査（川崎市）」

4 計画の位置づけ

第3次行動計画は、川崎市子どもの権利に関する条例第36条の規定に基づき策定しています。

川崎市新総合計画においては、基本政策Ⅲ「人を育て心を育むまちづくり」の下に、進められている基本施策「人権・共生施策の推進」の施策課題である「子どもの権利施策の推進」に位置づけられています。

また、川崎市人権施策推進基本計画にも位置づけられています。

〔川崎市新総合計画〕

川崎再生フロンティアプラン

I 安全で快適に暮らすまちづくり

II 幸せな暮らしを共に支えるまちづくり

III 人を育て心を育むまちづくり

IV 環境を守り自然と調和したまちづくり

V 活力にあふれ躍動するまちづくり

VI 個性と魅力が輝くまちづくり

VII 参加と協働による市民自治のまちづくり

人権を尊重し共に生きる社会をつくる

人権・共生施策の推進

人権施策の推進

子どもの権利施策の推進

多文化共生施策の推進

人権にかかわる権利救済の推進

男女共参画社会の形成に向けた施策の推進

男女共同参画社会の形成

平和施策の推進

平和施策の推進

5 計画期間

2011（平成23）年度～2013（平成25）年度までの3年間とします。

具体的な施策の実施については、各所管部署からの行動計画進捗状況報告により進行管理をしていきます。

